

平成29年第1回定例会 3月27日

○議長 宮城清政君 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 玉城 勇議員、14番 金城好春議員を指名します。

日程第2． 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2． 議長諸般の報告をいたします。各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。お手元に配布していますので、それぞれ後刻議題とします。意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書、決議第2号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり議題とすることにします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第3． 議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第3． 議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 報告をいたします。議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

執行部の主な意見について申し上げます。1点目に、離職する5年より前に課長級の職に就いていた再就職者は、離職後2年間、町職員に対し職務上の要求又は依頼する行為を禁止する規定との説明がありました。2点目に、離職後2年間に営利企業等へ再就職した場合、離職した職の任命権者への届け出を義務付ける規定との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第4．議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

審査の過程における執行部の説明について申し上げます。配偶者に係る扶養手当の額を段階的に引下げ同額とし、子に係る手当額を段階的に引き上げるとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

平成29年第1回定例会 3月27日

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

審査の過程における執行部の説明について申し上げます。職員の申出に基づき、3回を超えず通算して6月を超えない範囲内で介護休暇を分割して取得できるための条例改正と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

平成29年第1回定例会 3月27日

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

執行部の説明のなかで、主な改正点について申し上げます。本案は、議案第3号と関連し、介護時間の新設により介護時間と部分休業又は保育のための特別休暇を同日に取得する場合には、その合計時間を合わせて2時間までとするとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

平成29年第1回定例会 3月27日

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

審査の過程における条例改正の説明のなかで、主な改正点の2点について申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の委員長の職が廃止され、職務が教育長に一本化されることや教育長が特別職になることなどにより、関係条例を整理するとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

平成29年第1回定例会 3月27日

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例。 本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

審査の過程における執行部の説明について申し上げます。教育長が特別職となることにより、教育長の給与、勤務時間等を規定した条例制定と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例。 本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

審査の過程における執行部の説明について申し上げます。近隣の賃借料を踏まえ、行政財産の使用料を値上げする必要があると説明がありました。本会議で大城 毅議員から要

平成29年第1回定例会 3月27日

求のありました役場近隣の駐車場賃借料金を調査した町内駐車場料金の提出がありました。花城清文議員から質疑のありました駐車場に係る使用料を県職員にも負担させるべきかどうかを委員会で審査しました。島尻教育事務所管内で駐車場に係る使用料を徴収している所がないことを確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例。 本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

審査の過程における条例改正の説明の中で主な改正点について申し上げます。条例で定める独自利用事務の情報連携についても訂正を実施した場合は、訂正情報を通知する規定を追加したと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行いました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

審査の過程における条例改正の説明の中で主な改正点について申し上げます。消費税率の引上げ時期が延期されたことに伴い、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税等その他所要の整理を行うための条例改正と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告

は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行いました。同月15日に、まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

平成29年第1回定例会 3月27日

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月9日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行いました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

本会議の質疑の中で大城 毅議員からスプリング入りベッドマットについての字句の確認がありました。委員会における執行部の説明の中で、那覇市・南風原町環境施設組合を構成する那覇市及び環境省がマットレスという表現を用いていることから、本町も同様にマットレスへ訂正したいと申入れがありました。同議案のまとめを行う前に、赤嶺奈津江議員から修正案の提出がありました。別紙修正案の内容を読み上げます。

議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。別表第1中、「1. スプリング入りベッドマット」を「1. スプリング入りマットレス」へ改める。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、赤嶺奈津江議員から提出された修正案に対し採決に入りました。採決の結果、挙手全員でありました。したがって、修正案は全会一致により可決されました。次に、修正議決した部分を除く原案について採決に入り、採決の結果挙手全員でありました。したがって、修正議決した部分を除く原案は全会一致で可決されました。よって結果は、修正可決であります。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決につきましては、まず修正部分について採決を行い、次に修正部分を除く原案について採決を行います。それでは、本案に対する委員長の報告は、修正であります。委員会の修正案について起立をもって採決します。修正案に賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員会の修正案は可決されまし

た。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決します。修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、修正部分を除く部分も原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の審査の経過をご報告いたします。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月8日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員を11人とし、新たな委員として農地利用最適化推進委員を5人設置する条例であると説明がありました。本会議において、委員定数を11人とした理由について質問がありました。遊休農地の解消は、すぐに可決するというよりも、今までの体制を軸としてじっくり解決に向けて取り組むため、農業委員と推進委員の数を合計して改正前の人数と同数を設定したと回答がありました。議員からは、認定農業者等を過半数である6人以上にするという条件について質問があり、本町の認定農業者数が31名であると報告がありました。例外として区域内の認定農業者の数が委員の定数の8の倍数を下回る場合は、認定農業者に準ずる者として認定農業者OBや認定新規就農者などを充てることのできるため、委員構成に問題はないことを確認しました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

平成29年第1回定例会 3月27日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。審査の経過をご報告いたします。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月8日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。本条例は、教育委員会の委員長職の廃止及び農地利用最適化推進委員の新設を行うための改正であります。農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償については、農業委員と同額であると確認しました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

平成29年第1回定例会 3月27日

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇 経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例。審査の経過をご報告いたします。本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月8日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。宮平区のウガンヌ前公園を都市公園条例に追加するための改正であると報告がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第17. 議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例を議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例。審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、3月7日に現場調査を行い、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月8日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。公園の設置及び管理に関しては、他の都市公園と原則同様の内容であると説明がありました。委員からは公園利用許可や利用料の減免申請について、地域のサークルや団体であっても毎回申請が必要かと質問がありました。それに対し、指定管理者の管理運用に任せることになると回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定について

○議長 宮城清政君 日程第18. 議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定について

平成29年第1回定例会 3月27日

てを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定について。審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され3月7日に現場調査を行い、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月8日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。ウガンヌ前公園の指定管理者を宮平区とし、トイレ、電気、水道、下水道、芝管理等、公園の維持管理については指定管理者が行い、施設等の修繕等については町が行うことになると説明がありました。期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までであります。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第17号 新川公園の指定管理者の指定について

○議長 宮城清政君 日程第19. 議案第17号 新川公園の指定管理者の指定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第17号 新川公園の指定管理者の指定について。審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月8日に委員会を開き関係部

長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。新川公園の指定管理が平成29年3月31日までとなっていることから、継続して新川区に指定管理を指定すると説明がありました。期間は、その他の指定管理者施設と合わせるため、平成30年3月31日までであります。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第17号 新川公園の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾について

○議長 宮城清政君 日程第20. 議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾について。審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、3月7日に現場調査を行い、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月8日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。南城市が区域を越えて道路整備を行う必要があることから、南風原町区間49.8メートルを区域外路線として認定を求める内容であります。場所は南風原北インター入口を南向けに進み、左手にある南城商会前の道路であります。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、

平成29年第1回定例会 3月27日

審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 確認のために。先ほど42.何キロとキロを使ったように聞きましたが、どう言いましたか。メートルではないですか。

○議長 宮城清政君 玉城 勇委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 もし間違えていましたら訂正したいと思います。南風原町区間49.8メートルでございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21. 議案第19号 町道の路線の変更について

○議長 宮城清政君 日程第21. 議案第19号 町道の路線の変更についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第19号 町道の路線の変更について。審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、3月7日に現場調査を行い、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月8日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。本案は、議案第18号と関連しまして、南城市

平成29年第1回定例会 3月27日

が区域を越えて道路整備を行う必要があることから、町道111号線を58.9メートル減ずるため、町道の路線に変更が生じたことによる提案であると説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第19号 町道の路線の変更についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。休憩します。

休憩（午前10時52分）

再開（午前11時04分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第22. 議案第20号 平成29年度南風原町一般会計予算

○議長 宮城清政君 日程第22. 議案第20号 平成29年度南風原町一般会計予算を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第20号 平成29年度南風原町一般会計予算。本案は、3月3日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託されました。当委員会では3月8日、9日に関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行いました。3月8日に民生部子ども課・保健福祉課・国保年金課、総務部住民環境課。3月9日に総務部税務課・企画財政課・総務課を審査いたしました。14日午前中に連合審査会を行い、経済教育常任委員会から留意事項が4点と報告があり、当委員会からは留意事項1点を報告いたしました。翌15日には、連合審査会で審査した内容についてまとめを行い、留意事項は5点となりました。経済教育常任委員会から付された

4点の留意事項について、当委員会としても異論はなく、全委員の同意により留意事項として付すことに決定し、議案第20号 平成29年度南風原町一般会計予算について、総務民生常任委員会の審査を終えました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果は、留意事項5点を付して全会一致により可決いたしました。

留意事項を読み上げます。1点目、民生部こども課。予算書85ページ3款2項2目13節。病児病後児保育事業委託料。病児病後児保育事業の委託先が1カ所であり、町民ニーズに対し十分に対応できていない状況にある。町民ニーズを調査分析するとともに、同事業の委託先となる施設を増やすよう広域的な取組等も含めた調査研究に努めること。

2点目、経済建設部まちづくり振興課。予算書104ページ。7款1項1目19節。住宅リフォーム支援事業補助金200万円。住宅リフォーム支援事業補助金は、前年度に比べ大幅減となっている。住民ニーズがあれば年度途中でも予算の確保を検討すること。

3点目、教育部教育総務課。予算書140ページ。10款4項3目11節。賄材料費2億1,878万9,000円。学校給食賄費への財源補てんは、これまでの方針どおりとすること。

4点目、教育部教育総務課。予算書136、137ページ。10款6項1目黄金森公園スポーツ施設活性化事業3,917万円。黄金森公園スポーツ施設活性化事業（沖縄振興特別推進交付金事業）は、事業内容に検討の余地があると思われる。

5点目、教育委員会学校教育課。資料⑦の平成29年度当初予算要求の主な概要8ページ。ナンバー75。児童生徒県外交流補助金皆減。児童生徒県外交流事業（沖縄振興特別推進交付金事業を活用）徳島県つるぎ町との相互交流は継続すること。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第20号 平成29年度南風原町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、留意事項を付しての可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23. 議案第21号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計予算

平成29年第1回定例会 3月27日

○議長 宮城清政君 日程第23. 議案第21号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計予算を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第21号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計予算。本案は、3月6日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月8日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月15日に、まとめと採決を行いました。

最初に、3月6日の本会議において、宮城寛淳議員から質疑のあった特定健康診査等負担金に係る対象基準額に対する回答として、特定健康診査補助負担金実績の資料提供があり、受診者合計が平成27年度実績値から平成28年度実績見込み値にかけて減となったため、対象基準額が減になったと説明がありました。

また、同議員から質疑のありました前期高齢者交付金における各都道府県への交付割合の資料提供があり、全国平均の交付割合が71.7パーセントに対し本県の交付割合は20.2パーセントであり、交付割合に差があり、国保財政が悪化している大きな要因であるとの説明もありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第21号 平成29年度南風原町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24. 議案25号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第24. 議案第25号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎み

ゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第25号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算。審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月8日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第25号 平成29年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25. 議案第22号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第25. 議案第22号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計予算を議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第22号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計予算。審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月15日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。予算書21ページ。歳出1款1項1目。委託料にあります事業計画の見直し業務委託は、南風原町流域関連公共下水道計画が平成29年度までの計画となっていることから、計画区間の延伸と事業区域の追加を予定していると説

明がありました。大名、東新川、山川の一部を追加して事業計画の拡大を図るということでございます。また、雨水幹線につきましては、津嘉山北土地区画整理区域と照屋地区を中心に施工していくと説明がありました。議員より照屋区の工事について詳細説明を求める声がありました。照屋公民館付近から南風原南インター付近までを年度ごとに分け、平成32年までの計画で整備すると回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第22号 平成29年度南風原町下水道事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26. 議案第23号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第26. 議案第23号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第23号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算。審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月15日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。平成29年度は、保留地12画地の処分を予定しており、その保留地処分金を事業費に充てるため基金へ積み立てる予定であると説明がありました。また、引き続き津嘉山ハイツを中心に宅地造成を実施すると説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審

平成29年第1回定例会 3月27日

査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第23号 平成29年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27. 議案第24号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第27. 議案第24号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第24号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算。審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3月15日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。神里地区汚水処理施設の老朽化に伴う再整備が必要となったため、施設及び機械等の機能診断調査や再整備構想策定を予定していると説明がありました。審査の過程で、神里地区については、農業集落排水事業を継続する事業展開のみならず、宮城地区のように公共下水道に接続することについても検討が必要ではないかという意見がありました。委員会では、汚水処理施設の再整備に向けては公共下水道への接続も含めて事業の在り方を調査・検討する必要があり、留意するよう意見がまとまりました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3月16日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 留意事項を付して、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

留意事項でございます。処理場の再整備に向けては、公共下水道への接続も含めて調査・検討すること。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第24号 平成29年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、留意事項を付しての可決でございます。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28. 意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書

○議長 宮城清政君 日程第28. 意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書についてを議題とします。本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん それでは、読み上げて提案させていただきます。意見書第1号 平成29年3月27日。南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。日米地位協定の見直しに関する意見書。上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

日米地位協定の見直しに関する意見書 わが国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約10万2,000ヘクタールの米軍基地施設が所在している。米軍基地を抱える全国の町村は、わが国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。特に、全国の米軍専用施設の約74パーセントを占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後71年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制やわが国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に

締結されて以来、50年以上もの間、一度も改正されていない。これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生するさまざまな事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成29年（2017年）3月27日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局。以上です。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第1号 日米地位協定の見直しに関する意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

日程第29. 陳情第20号 陳情書（離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書について）

日程第30. 陳情第23号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書

○議長 宮城清政君 日程第29. 陳情第20号 陳情書（離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書について）及び日程第30. 陳情第23号 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書を議題とします。総務民生常任委員長並びに経済教育常任委員長から委員会の審査についてお手元に配布しました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第31. 決議第2号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第31. 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会を閉会するにあたり、3月2日から本日まで本会議8日、現場調査1日、委員会7日間と26日間の長丁場でございました。条例17件、新年度予算6件、補正予算6件、他議案2件、人事案件2件、意見書1件、陳情1件と本会議並びに委員会審査をしていただきました。議員の皆様、慎重審議お疲れ様でございました。また、本会議及び委員会での説明や資料提供など執行部の皆さんのお蔭をもちまして滞りなく定例会を終えることができましたことを感謝申し上げます。

次に、定年を迎えます経済建設部の仲里 淳課長、会計課金城直子課長、指導主事宮里豊先生、長い間たいへんご苦勞様でございました。永年の疲れを癒し、後を継いだ後輩たちを見守っていただきたいと思います。また、宮里氏におかれましては、3年間ご苦勞様でございました。赴任先での活躍を期待しております。がんばってください。閉会后、ささやかではございますがセレモニーを予定してございますので、そのときに一言いただきたいと思います。また、一部事務組合の事務局を担当していた大城隆吉さんも定年でございます。それから、知念政博さんが介護の事務局長でしたがそれを終えまして、赴任先

平成29年第1回定例会 3月27日

はのちほど報告したいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成29年第1回南風原町議会定例会を閉会します。たいへん長い間、お疲れ様でございました。

閉会（午前11時35分）